主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告の趣意は、違憲(憲法三一条、三七条一項違反)をいうが、本件訴因・ 罰条変更許可決定の取消決定のように、訴訟手続に関し判決前にした決定は、刑訴 法四三三条にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあた らないから、本件抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

## 昭和四八年六月二九日

## 最高裁判所第一小法廷

郎	_	健	隅	大	裁判長裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官
¥		康	F	岸	裁判官